諏訪市告示第83号

諏訪市公印規則（昭和46年諏訪市規則第20号）第11条の規定により、次のとおり公印を新調したので、同規則第13条の規定によりこれを告示する。

令和8年4月1日

諏訪市長　金　子　ゆ か り

1　公印の名称　　福祉事務所長印（福祉事務所次長）

2　公印の印影

3　使用開始年月日　令和8年4月1日